

第1章 福祉のまちづくりの経緯と現状

第1節 東京都における福祉のまちづくりの経緯

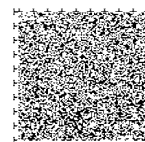
1 福祉のまちづくりへの取組

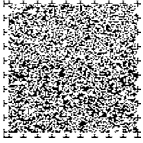
- 都は、福祉のまちづくりに向けた取組として、昭和48年に「身障者のための公園施設設計基準」、昭和51年に「都立施設の障害者向け整備要綱」、そして昭和54年に「視覚障害者誘導ブロック設置指針」を策定するなど、障害者の住みよいまちづくりを目指して、公園、公共建築物及び道路等の整備を進めてきました。しかし、その整備は主として障害者の視点に立ったものであり、対象施設も限られたものでした。
- その後、昭和56年の国際障害者年を契機とする取組を進める中で、昭和63年に「東京都における福祉のまちづくり整備指針」を策定し、高齢者や障害者を含むすべての人々が、安全かつ快適に施設を利用できるよう公共建築物や公共交通機関、道路、公園などについての具体的な整備基準を初めて定めました。この指針をもとに、福祉のまちづくりの観点から、公共的施設の整備等を図ってきました。
- こうした福祉のまちづくりの取組を進める中、平成6年、知事の諮問により設置された「やさしいまち東京構想懇談会」により、『東京都における福祉のまちづくりの総合的なあり方について』の答申が出されました。都はこの答申を踏まえ、福祉のまちづくりの一層の推進を図るため、平成7年3月、「東京都福祉のまちづくり条例（以下「福祉のまちづくり条例」という。）」を制定しました。

この条例により、不特定かつ多数の人が利用する一般都市施設（※1）のうち、種類及び規模により定める特定施設（※2）の新設又は改修に当たっては、工事着工前の届出を義務付け、整備基準に基づく整備を推進しました。
- そして平成10年1月、条例に基づく計画であり、かつ都における福祉のまちづくりの基本となる、東京都福祉のまちづくり推進計画「ハートフル東京推進プラン～みんなでつくるやさしいまち東京」を策定しました。この計画は、福祉、教育、住宅、建設、交通等、様々な分野の施策を盛り込んだ、84の事業からなる総合的な計画であり、区市町村を主体とした、地域における福祉のまちづくりの基盤整備などを計画に位置付け、各施策に取り組んできました。

（※1）一般都市施設・・・建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場で不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設

（※2）特定施設・・・一般都市施設のうち、特に新設又は改修の際に、規則で定める種類及び規模に応じた整備基準への適合について届出を求める施設





- またこの他、鉄道駅エレベーター等整備事業、だれにも乗り降りしやすいバス整備事業などにより、公共交通のバリアフリー（※3）化にも取り組むとともに、平成12年に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」により、移動円滑化に向けた交通施設の整備についても着実に進めています。

2 福祉のまちづくり条例の改正

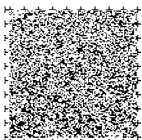
- こうしてバリアフリー化が進展する中、福祉のまちづくり条例に基づき設置された、都民、事業者、学識経験者等からなる「東京都福祉のまちづくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）は、平成15年8月、意見具申「『21世紀の福祉のまちづくりビジョン』のあり方について」の中で、年齢や障害の有無・種別にかかわらず、すべての人が利用しやすい都市環境の創造に向けて、ユニバーサルデザイン（※4）の考え方を基本とした福祉のまちづくりを推進することの重要性を提言しました。それは、これまでのバリアフリーから一歩進んで、ユニバーサルデザインの考え方へと、大きな転換を迎えた時でもありました。
- その後、この提言を踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりを、ハード・ソフトの両面から展開してきましたが、本格的な少子高齢社会の到来、「障害者自立支援法」（平成18年10月全面施行）や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）（平成18年12月）の施行など、福祉のまちづくりを取り巻く環境は急速に変化しました。
- こうした社会情勢の変化を踏まえ、推進協議会では、福祉のまちづくり条例の改正に向けた検討を行い、平成20年11月、条例改正の基本的考え方が示されました。
都はこれを受け、平成21年4月、ユニバーサルデザインの考え方を理念とした、新たな福祉のまちづくり条例を施行しました。この条例改正により、ハード・ソフト一体的なまちづくりが促進されるとともに、都市施設（※5）のうち、物販・飲食・サービス業など都民が日常生活の中でよく利用する特定都市施設（※6）においては、新設・改修時の工事着工前の届出が義務付けられる対象が広がり、都民の身近なところでより一層整備が促進されることになりました。

（※3）バリアフリー・・・バリアの存在を前提とし、障害者などの特別な配慮が必要な人のためにバリアの除去を行う取組

（※4）ユニバーサルデザイン・・・年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、都市や生活環境をデザインすること

（※5）都市施設・・・当初の福祉のまちづくり条例で定義していた「一般都市施設」（P1注釈※1参照）を、平成21年の条例改正後は「都市施設」と名称を変更した

（※6）特定都市施設・・・当初の福祉のまちづくり条例で定義していた「特定施設」（P1注釈※2参照）を、平成21年の条例改正後は「特定都市施設」と名称を変更した



第2節 社会的な背景・状況等

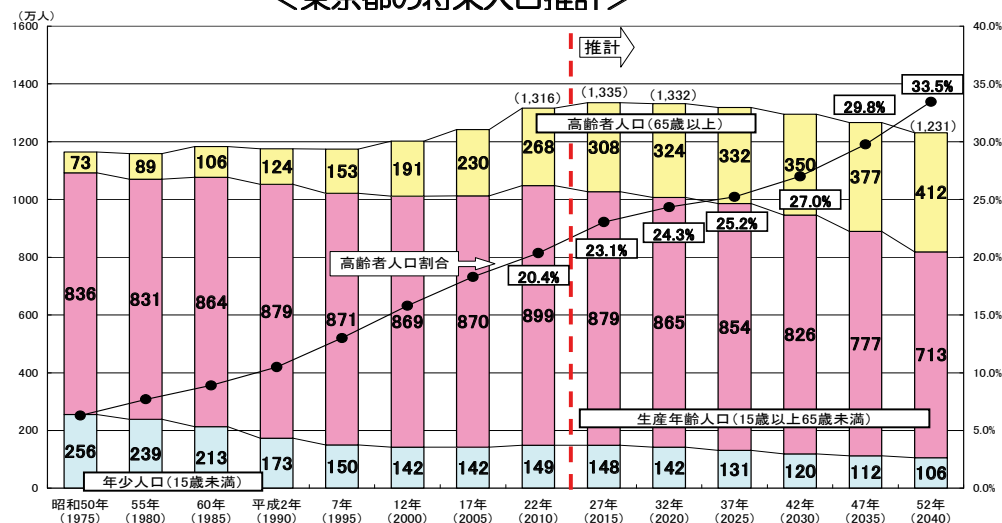
1 社会の情勢

【高齢化の進行】

平成22年の国勢調査による東京都の65歳以上の高齢者人口は、約264万人であり、総人口（「年齢不詳」を除く。）に占める割合は20.4%となっています。

東京都の高齢者人口は、平成27年まで急速に増加し、その後はやや緩やかに増加すると見込まれています。高齢者人口が増加する一方で、総人口は平成27年頃に最も多くなり、それ以降は減少に転ずる見込みです。高齢化率は上昇を続け、平成27年には23.1%、平成52年には33.5%に達し、都民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者という極めて高齢化の進んだ社会が到来することが見込まれています。

＜東京都の将来人口推計＞

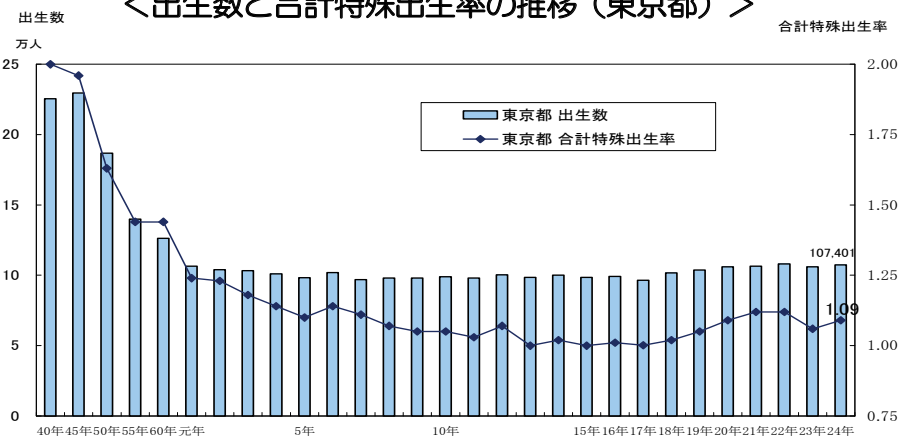


出典：「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より作成

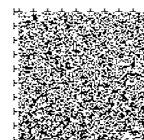
【少子化の進行】

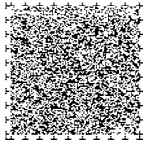
東京都における出生数は、昭和40年代以降減少傾向が続き、平成17年を底に微増傾向となり、平成23年は減少に転じたものの、平成24年に再び微増となりました。女性が生涯に産む平均の子ども数である合計特殊出生率は、平成17年に1.00と過去最低を記録し、平成22年には1.12まで増加しましたが、平成23年は1.06、平成24年は1.09と低水準で推移しており、依然として少子化の進行には歯止めがかかっていません。

＜出生数と合計特殊出生率の推移（東京都）＞



出典：「人口動態統計」（厚生労働省大臣官房統計情報部）より作成



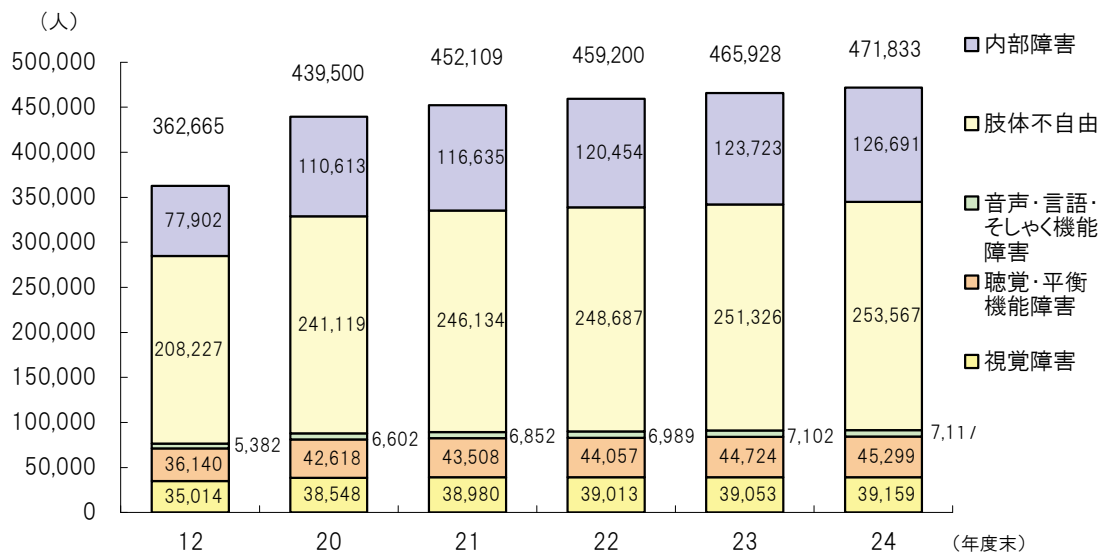


【障害者数の推移】

平成 24 年度末現在、都内では、身体障害者手帳の交付を受けている人が約 47 万人、愛の手帳（知的障害者（児）を対象）の交付を受けている人が約 7 万人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が約 7 万人となっています。

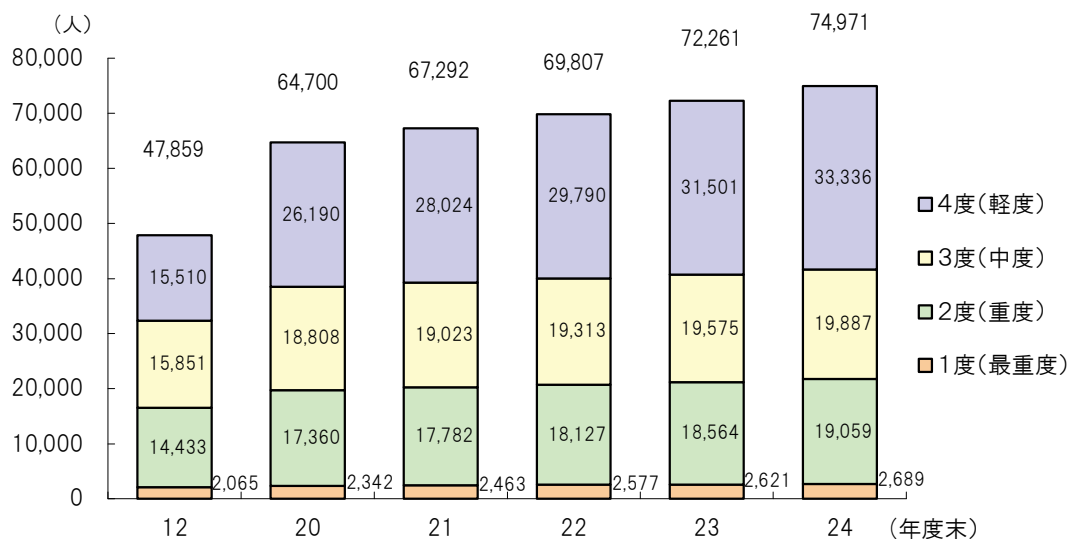
平成 12 年度以降の手帳交付者数の推移をみると、増加傾向にあり、平成 24 年度末における交付者数は、前年度末に比べ身体障害者手帳では 1.3%、愛の手帳では 3.8%、精神障害者保健福祉手帳では 9.8%伸びています。

＜身体障害者手帳交付者数推移（障害別）＞

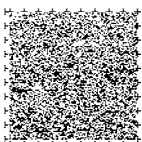


出典：「平成 24 年度福祉統計年報」（福祉保健局）より作成

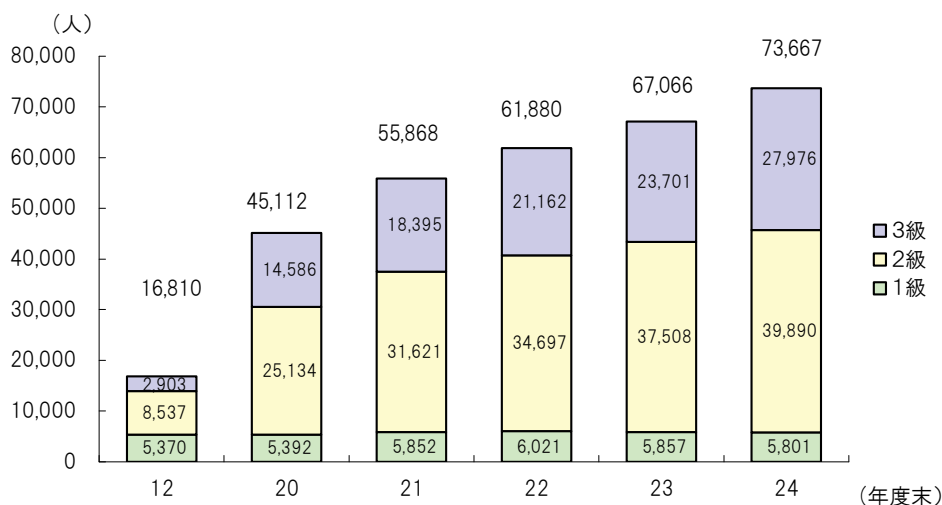
＜愛の手帳交付者数推移（障害程度別）＞



出典：「平成 24 年度福祉統計年報」（福祉保健局）より作成



<精神障害者保健福祉手帳所持者推移（等級別）>

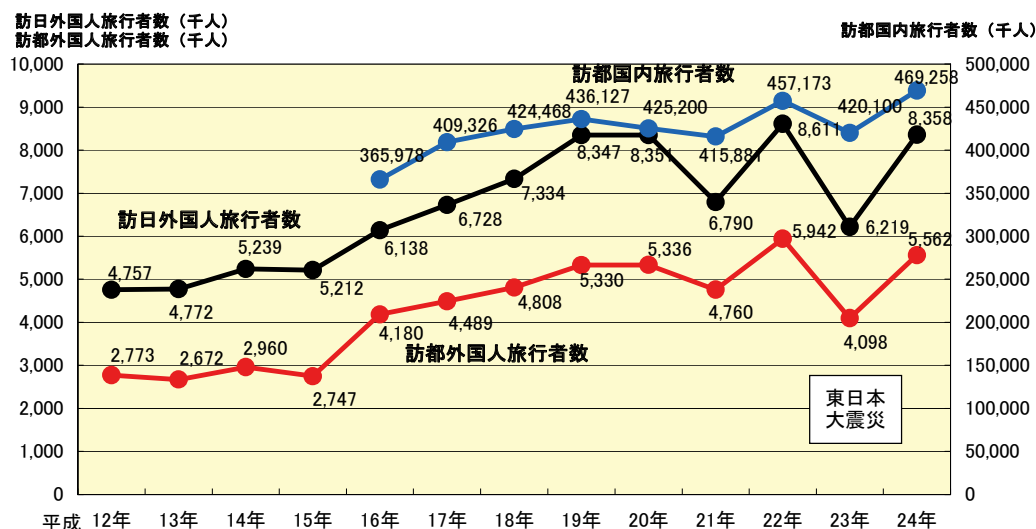


出典：「平成 24 年度福祉統計年報」（福祉保健局）より作成

【外国人旅行者数等の推移】

東京都の外国人人口は、平成 25 年 1 月 1 日現在、390,674 人で人口の約 3%を占めています。東京を訪れた外国人旅行者数は、平成 24 年には約 556 万人となっており、平成 13 年の約 267 万人から約 10 年の間に 2 倍を超える大幅な増加となっています。

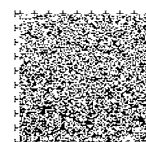
<日本・東京を訪れた外国人旅行者数、東京を訪れた国内旅行者数の推移>

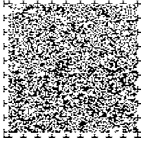


出典：「訪日外客数」（日本政府観光局（JNTO））

「東京都観光客数等実態調査」（産業労働局）より作成

- このような社会的背景の中で東京の活力を維持していくためにも、高齢者の多様な分野での社会参加の促進や人材の育成、障害者の地域での生活を支援していくための環境整備、子育てしやすく仕事と両立できる子育て支援環境の整備、外国人旅行者の受入環境の充実などが今後一層求められています。





- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらしました。その際に、寝たきり等の要介護高齢者や認知症の人、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等（以下「要配慮者」という。）の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘もありました。今後の防災対策を検討する上では、要配慮者に対して、福祉のまちづくりの観点からも、きめ細かい配慮を踏まえていく必要があります。

※ 平成 25 年 6 月に公布された「災害対策基本法等の一部を改正する法律」により災害時要援護者対策が災害対策基本法上に位置付けられました。

都は、平成 26 年 4 月の改正災害対策基本法施行に伴い、従来の「災害時要援護者」という名称を、災害対策基本法上に定義された「要配慮者」又は「避難行動要支援者」に置き換えています。本計画においても、以下の定義に基づき記載を整理しています。

要配慮者：発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者

具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定

避難行動要支援者：要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

具体的には、区市町村が定める要件により、避難行動要支援者名簿の登録対象となる者

2 国の動向

ア 「移動円滑化の促進に関する基本方針」の一部改正

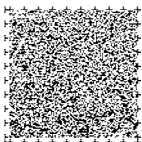
「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を統合・拡充して、平成 18 年 12 月に施行されたバリアフリー法に基づき、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が平成 23 年 3 月に改正されました。

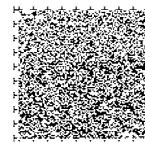
改正後の基本方針では、バリアフリー法の移動等円滑化基準への適合義務の対象となる旅客施設、道路、都市公園、建築物等の施設設置管理者が講ずべき措置について、平成 32 年度末を期限として、バリアフリー化の新たな目標が設定されました。

<基本方針における平成 32 年度末の整備目標>

- ・ 鉄道駅等（3,000 人以上）：原則 100%
⇒ エレベーター等の設置による段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、障害者対応型便所の設置 等
- ・ ノンステップバス：約 70%
- ・ 道路（重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成）：原則 100%
- ・ 都市公園 園路及び広場、駐車場：約 60% 便所：約 45%
- ・ 建築物（2,000 m²以上の特定建築物）：総ストックの約 60%
- ・ 信号機等（重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成）：原則 100%
⇒ 音響信号機、高齢者等感應信号機等の設置等

また、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地





区（「重点整備地区」）において、区市町村が重点的かつ一体的な移動等円滑化を進めるために作成する「バリアフリー基本構想」について、協議会の活用等により事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、施設を利用する高齢者、障害者等が参加し、スパイラルアップを図ることが、基本的視点として位置付けられました。

イ その他の法律等の動き

【障害者総合支援法の制定】

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成 25 年 4 月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とされました。

この法律では、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保や社会的障壁の除去などに資するよう、総合的かつ計画的に行われることが基本理念とされました。また、平成 25 年 4 月からは、障害者の定義へ難病等が追加されており、平成 26 年 4 月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されます。

【障害者虐待防止法の施行】

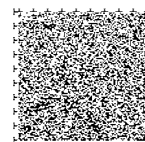
障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 24 年 10 月に施行されました。

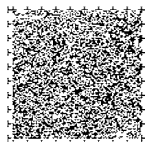
【サービス付き高齢者向け住宅登録制度の創設】

改正後の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が平成 23 年 10 月に施行され、バリアフリー構造等を有し、安否確認や生活相談などの高齢者への支援サービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅登録制度」が新たに創設されました。

【障害者差別解消法の制定等】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 25 年 6 月に公布され、一部を除き平成 28 年 4 月から施行されることとなりました。また、平成 18 年 12 月に第 61 回国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准について、平成 25 年 12 月に国会で承認されました。





第3節 都におけるバリアフリー化等の進捗状況（各施設等における状況）

平成 21 年 3 月に策定した前回の東京都福祉のまちづくり推進計画（計画期間：平成 21 年度から平成 25 年度まで）では、5つの基本的視点を柱として 112 の事業を掲げ、各施策を推進してきましたが、主な事業の取組実績、各施設等におけるバリアフリー化等の進捗状況は以下のとおりです。（ただし、各事業の実績については、集計が完了している平成 21 年度から平成 24 年度まで）

1 公共交通

【施策の概要】

○ 鉄道駅における段差解消のためのエレベーター等の計画的な整備によるバリアフリー化や、地域の身近な移動手段であるバス車両のノンステップ化などにより、高齢者や障害者を含むすべての人の円滑な移動を促進します。

【主な取組状況・実績等】

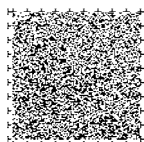
- ① 都内鉄道駅（JR・私鉄・メトロ・都営地下鉄）のバリアフリー化の進捗状況
- 「鉄道駅エレベーター等整備事業」の計画期間における補助実績（平成 21～24 年度）：41 駅
 - 「大江戸線可動式ホーム柵の設置」の計画期間における整備実績（平成 21～24 年度）：全駅 38 駅中、36 駅に整備し、整備率は約 94.7%（平成 25 年 4 月末に全駅 38 駅に整備完了）

＜都内鉄道駅のバリアフリー化の進捗状況＞

	平成24年度末の状況		
	全駅数	整備済駅数	整備率（%）
「エレベーター等による段差解消」の整備状況	771	684	88.7
「だれでもトイレ」の整備状況 （路面電車の駅を除く）	731	677	92.6
「視覚障害者誘導用ブロック」の整備状況	771	766	99.4
「ホームドア、可動式ホーム柵」の整備状況	755	210	27.8

* 全国の整備率（1日当たりの平均利用者数が3,000人以上の駅のみ）は、「バリアフリー法の基準に適合している設備による段差解消」が81.8%、「障害者用トイレ」が79.1%、「視覚障害者誘導用ブロック」が93.4%です。表中の都の数値は、3,000人未満の駅も含むすべての駅数です。

* 「ホームドア、可動式ホーム柵」の駅数は、2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換ができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上しています。



② 都内のノンステップバス車両の普及状況

- 「だれにも乗り降りしやすいバス整備事業」の計画期間における補助実績（平成 21～24 年度）：575 両
- 都営バスの計画期間におけるノンステップバス整備実績（平成 21～24 年度）：310 両

＜都内のノンステップバス車両の普及状況＞

	平成24年度末の状況		
	全車両数	整備済車両数	整備率（%）
民営バス	4,072	3,431	84.3
都営バス	1,452	1,452	100.0
合計	5,524	4,883	88.4

* 全国の整備率（バス車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両を除く。）は、41.0%です。

2 建築物

【施策の概要】

- 建築物については、バリアフリー法、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（以下「建築物バリアフリー条例」という。）や福祉のまちづくり条例に基づき、新設又は改修の際に着実に整備を推進します。
- 公共施設を始め、身近な店舗、公営住宅や民間住宅などの整備を推進し、高齢者や障害者を含むすべての人が、地域において自立した生活を営むことのできる環境の整備を推進します。

【主な取組状況・実績等】

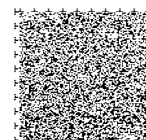
① 福祉のまちづくり条例の運用状況

主に、バリアフリー法、建築物バリアフリー条例の対象とならない小規模な建築物等について、区市町村へ届出する際に整備基準の適合に関して指導します。

＜福祉のまちづくり条例の届出件数（実績）＞

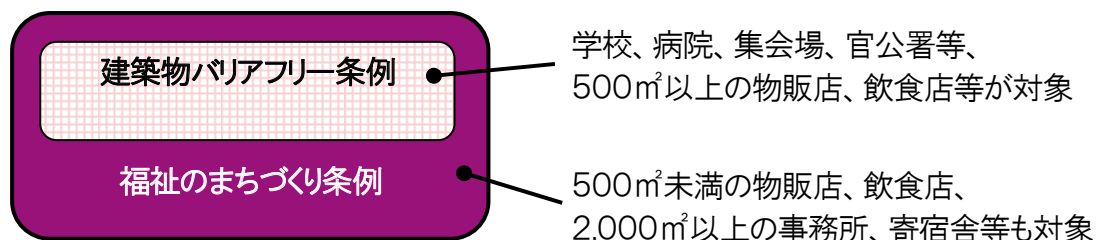
平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
565件	989件	969件	1,078件

* 平成 21 年の福祉のまちづくり条例改正により、200 ㎡未満の物販店舗、飲食店、サービス店舗等が小規模建築物の整備基準の対象に追加されたため、件数が増加しました。（小規模建築物の内数は、平成 21 年の 158 件から、平成 22 年は 622 件に増加）



(参考)

「建築物バリアフリー条例」と「福祉のまちづくり条例」の対象範囲のイメージ



② バリアフリー法・建築物バリアフリー条例の運用状況

バリアフリー法、建築物バリアフリー条例の移動等円滑化基準の適合状況について、建築確認申請等の際に審査を行います。

また、バリアフリー法に基づき、移動等円滑化基準を越え、より高いレベルの誘導基準に適合する建築物を認定します。

＜バリアフリー法の新規認定件数（実績）＞

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
37件	30件	29件	35件

③ 都営住宅のバリアフリー化の進捗状況

○ 計画期間における建替実績

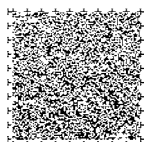
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
3,203戸	3,402戸	3,505戸	3,621戸

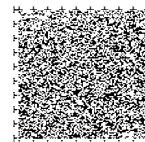
○ 計画期間における既設都営住宅の住宅設備改善等実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
高齢者向け改善（※7）	3,378戸	7,972戸	6,221戸	5,654戸
障害者向け改善（※8）	526戸	1,000戸	746戸	592戸
エレベーター設置	33基	34基	34基	33基

（※7）高齢者向け改善・・・高齢者からの要望を受け、玄関、便所、浴室などへの手すり設置、浴室出入口戸を中折れ戸に取替え、玄関内外部にインターホン設置、玄関ノブをレバーハンドルに取替えを行うなどの改善のこと

（※8）障害者向け改善・・・障害者からの要望を受け、玄関、便所、浴室などへの手すり設置、台所に火災・ガス漏れ警報及び遮断装置付メーターの設置、玄関内外部にインターホン設置を行うなどの改善のこと





④ 宿泊施設のバリアフリー化の進捗状況

○ 計画期間における補助実績

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
17件	18件	13件	15件

＊ 補助対象は、宿泊施設における通路の段差解消、階段・廊下等への手すり設置、車いす使用者用客室の整備など、バリアフリー整備のための施設改修工事費等です。

3 道路、公園、交通安全対策等

【施策の概要】

- 高齢者や障害者等が日常・社会生活において利用する主要な施設（鉄道駅、公共施設、福祉施設、病院等）を結ぶ道路のうち、区市町村が定めるバリアフリー基本構想の重点整備地区等において位置付けられた都道（以下「特定道路（都道）」という。）について、重点的にバリアフリー化を推進します。
- 区市町村が定めるバリアフリー基本構想の重点整備地区内等において、「高齢者等感应式信号機（※9）」、「視覚障害者用信号機（※10）」、「エスコートゾーン（※11）」を整備し、高齢者や視覚障害者等のバリアフリー化を推進します。
- 都内の公園を高齢者や障害者を含めたすべての人が快適に利用できるよう、福祉のまちづくり条例等に沿って整備を推進します。
- 高齢者や障害者を含めたすべての人にとって移動の障害となっている駅前の放置自転車の問題を広く都民に周知し、行政・事業者・地域住民が協力・協働して放置自転車対策を推進します。

【主な取組状況・実績等】

① 「特定道路（都道）」のバリアフリー化の進捗状況

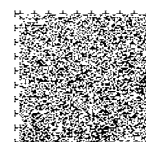
○ 計画期間における整備実績（平成 21～24 年度）：12 km

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
4km	6km	1km	1km

（※9）高齢者等感应式信号機・・・交通の円滑を阻害するため十分な横断青時間を確保できない場所において、専用の押しボタン又は携帯用発信機を操作することにより、同青時間を延長し、高齢者等が安全に横断できるようにした信号機のこと

（※10）視覚障害者用信号機・・・横断する視覚障害者の安全性、利便性を向上させるために、歩行者用灯器の青時間を擬音等の音響で知らせる機能を付加した信号機のこと

（※11）エスコートゾーン・・・道路を横断する視覚障害者の安全性、利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと



- 平成 24 年度末時点で、特定道路（都道）全長 72km のうち、71km を整備し、整備率は約 99%
- * 平成 24 年度末時点で、駅、公共施設、病院等を結ぶ都道のバリアフリー化は、特定道路を含む対象延長 327km のうち 271km が完了し、整備率は約 83%です。
- * 全国の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、バリアフリー化した道路の整備率は、平成 24 年度末で約 81%です。

② 高齢者等・視覚障害者用の信号機、エスコートゾーンの整備状況

	計画期間における 整備実績 (平成21～24年度)	平成24年度末時点 の整備箇所数
高齢者等感応式信号機	56か所	636か所
視覚障害者用信号機	406か所	1,885か所
エスコートゾーン	388か所	521か所

③ 都立公園の整備状況

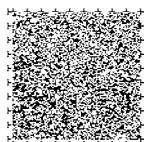
- 計画期間において、福祉のまちづくり条例に沿って整備した新規開園面積（平成 21～24 年度） 94.8ha

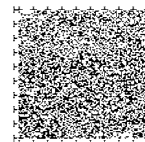
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
32.9ha	30.0ha	12.8ha	19.1ha

④ 「駅前放置自転車」対策の進捗状況

- 計画期間における放置自転車等の台数の推移（※毎年 10 月に調査）

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
約53,000台	約48,000台	約42,000台	約35,000台

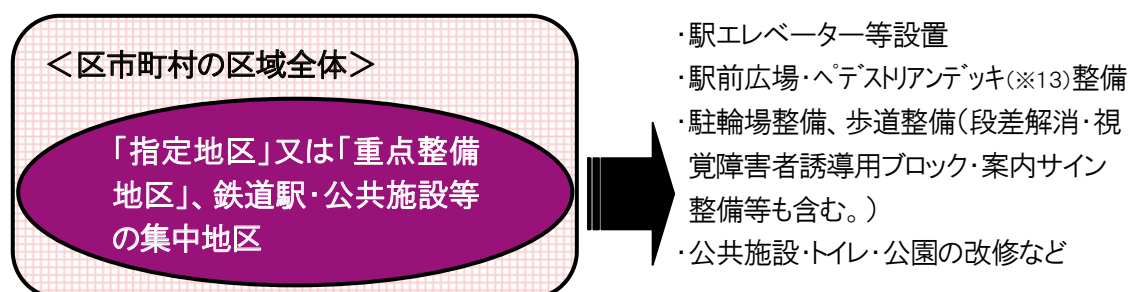




4 面的なバリアフリー整備

【施策の概要】

- 公共交通施設、建築物、道路など個々の施設の部分的・点のバリアフリー整備にとどまることなく、不特定多数の人が利用する鉄道駅や公共施設等を核とした周辺地域を、連続的・一体的に整備することで、面的な整備を推進します。
- 鉄道駅や商店街・公共施設等の集中している地区等を、区市町村がユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業に基づく指定地区（※12）又はバリアフリー基本構想に基づく重点整備地区等として定め、住民・事業者・行政が協働して、公共交通施設・建築物・道路・公園等のバリアフリー整備を一体的に推進します。



【主な取組状況・実績等】

- ① ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業の「指定地区」での整備状況
- 計画期間における補助実績（平成 21～24 年度）：8 地区

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新規 3地区	新規 2地区	新規 3地区	—

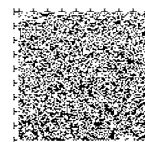
- 平成 24 年度末時点で、指定地区は 20 地区（10 区 5 市）で、都補助事業により面的なバリアフリー整備を推進

*指定地区の例

池袋駅西口周辺地域（豊島区）、柴又地域（葛飾区）、鶴川駅等周辺地区（町田市）、西新井大師周辺地区（足立区）、千歳烏山駅周辺地区（世田谷区）、西武立川駅周辺地区（立川市）など

（※12）指定地区・・・都が「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業」において、地域特性・ニーズを踏まえた、連続性のある一体的・面的な整備を行う区市町村を支援するに当たって、区市町村が指定する不特定かつ多数の人によって利用される頻度が高い駅前広場、商店街、公共的施設等の集中している地域のうち特定の区域のこと

（※13）ペデストリアンデッキ・・・駅前広場などに設置される歩行者のための高架の通路であり、駅と商業施設を直結する場合や複数の建物を連続的につなぐ場合等に設けられる



② 「バリアフリー基本構想」の「重点整備地区」での整備状況

- 計画期間における基本構想策定に係る補助実績（平成 21～24 年度）：14 区市

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
3区市	4区市	4区市	3区市

- 平成 24 年度末時点で、都内 17 区 9 市で基本構想を策定し、64 地区を重点整備地区として定め、面的なバリアフリー整備を実施

5 情報提供、社会参加等

【施策の概要】

- 高齢者や障害者を含めたすべての人が、生活する地域において、社会参加をすることができる環境を整備していきます。
- 乳幼児を連れた子育て世帯が安心して外出ができるよう、授乳場所、おむつ替えスペースなど子育て環境の整備を推進します。
- 高齢者や障害者を含めたすべての人があらゆる場面において必要な情報を多様な手段で入手できるよう、情報のバリアフリー化に取り組みます。
- 特に、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、外国人など、情報を得ることが困難な人に対し、点字、音声、絵文字・記号・多言語表記、手話・筆記、IT 機器等による多様な情報提供手段の整備を推進します。
- まちの中で困っている人に対し自然に声を掛け、助け合えるような思いやりの心を育てるとともに、視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や置き看板を行わないようにするなど、ルールやマナーを守ることの大切さを啓発していきます。

【主な取組状況・実績等】

① 社会参加の推進

- 身体障害者補助犬給付事業

- ・ 計画期間における給付実績（平成 21～24 年度）：盲導犬・介助犬・聴導犬 33 頭

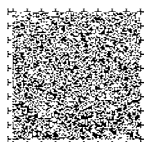
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
8頭	10頭	8頭	7頭

- 赤ちゃん・ふらっと事業

- ・ 計画期間における整備実績（平成 21～24 年度）：1,043 か所

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
495か所	234か所	199か所	115か所

- ・ 平成 24 年度末時点で、「授乳やおむつ替え等のスペース」を設置：1,129 か所



② 情報バリアフリー・情報提供の推進

- 点字による即時情報ネットワーク事業、点字録音刊行物作成配布事業
新聞や都の刊行物等について、点字又は音声による情報を視覚障害者に提供します。

(平成 24 年度の実績)

- ・新聞等（点字版）：実施回数 235 回 延配布者数 23,500 人
- ・都刊行物：年間 12 種類 1 種類につき、点字：723 部 録音物：1,130 本

- 東京ひとり歩きサイン計画

外国人旅行者や障害者、高齢者を含めたすべての人々が安心して東京の観光を楽しめるように、ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識を整備します。

- ・計画期間における整備実績（平成 21～24 年度）：244 基

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
80基	44基	79基	41基

- ・平成 24 年度末現在で、957 基を整備

③ 思いやりの心の醸成

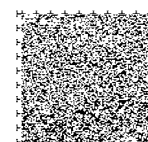
- 奉仕体験活動の推進

- ・平成19年度から全都立高校で奉仕体験活動を実施（24年度実績189校）

*参考

福祉のまちづくりに関する調査（平成 23 年度「都民の生活実態と意識」）の結果

- 外出先で、高齢者や障害者、乳幼児を連れた人などが困っているのを見かけたことがある人に、その時どのような行動をとったか、についての回答
 - ・「積極的に自ら手助けをした」と回答した人の割合が 58.1%
(49.8%：平成 16 年度調査) 7 年前より 8.3 ポイント増加



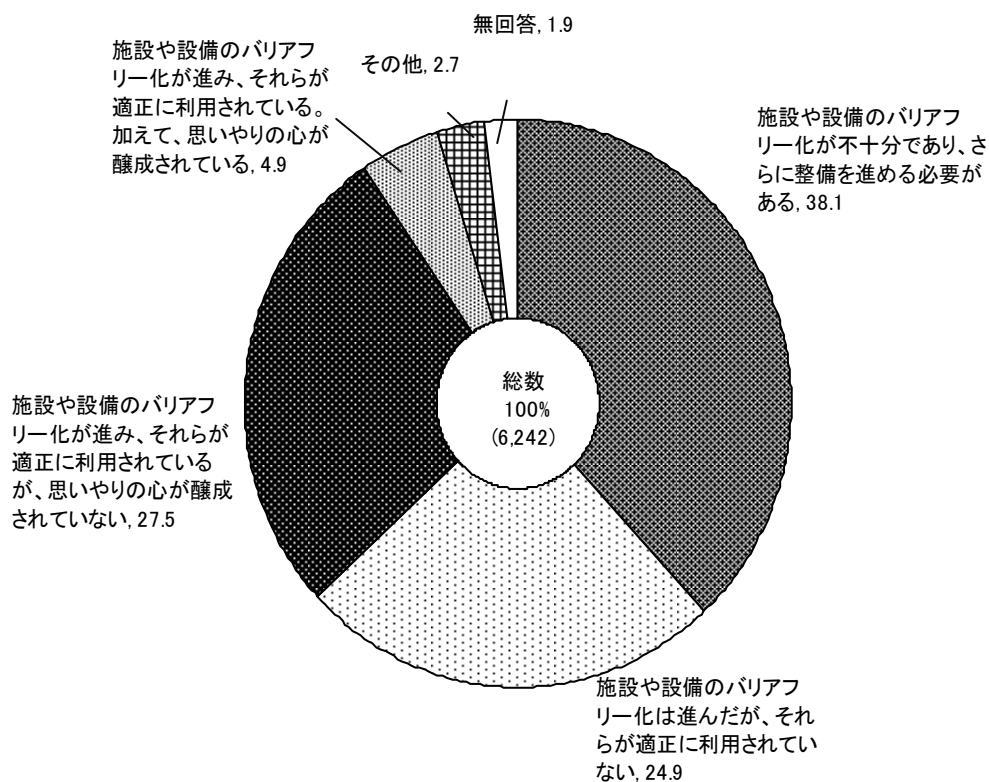
第4節 福祉のまちづくりに関する都民の意識について

都では、福祉・保健・医療施策推進の基礎資料とするため、毎年度「東京都福祉保健基礎調査」を実施しており、平成23年度は「都民の生活実態と意識」について調査を行いました。その中で、福祉のまちづくりに関する実態と意識に関する調査の結果は次のとおりです。

前回調査を行った平成16年度から福祉のまちづくりが都民の意識としてどう進展したのか等も踏まえ、今後の施策展開を図っていく必要があります。

① 東京の福祉のまちづくりの印象

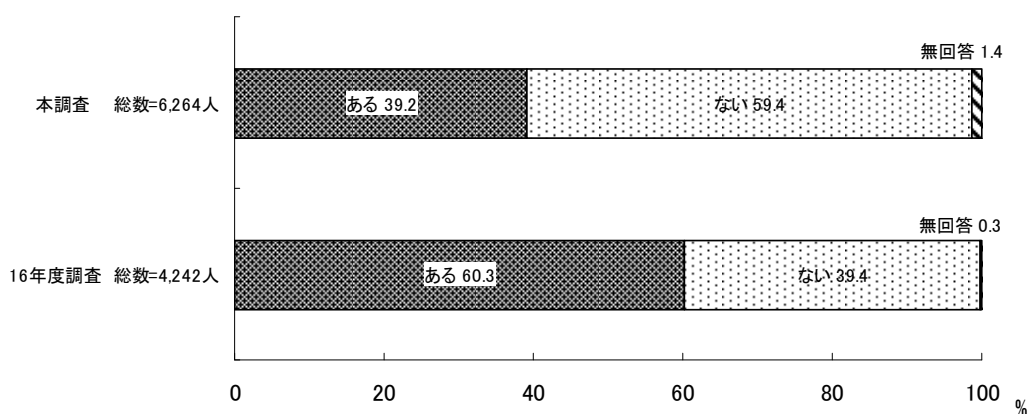
「施設や設備のバリアフリー化が進み、それらが適正に利用されているが、思いやりの心が醸成されていない」が27.5%、「施設や設備のバリアフリー化は進んだが、それらが適正に利用されていない」が24.9%、「施設や設備のバリアフリー化が進み、それらが適正に利用されている。加えて、思いやりの心が醸成されている」が4.9%で、「施設や設備のバリアフリー化が進んだ」との印象を持っている人の割合は57.3%となっています。一方、「施設や設備のバリアフリー化が不十分であり、さらに整備を進める必要がある」の割合は38.1%となっています。



② 日常よく出かけるところに着くまでのバリアの有無

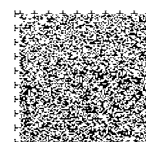
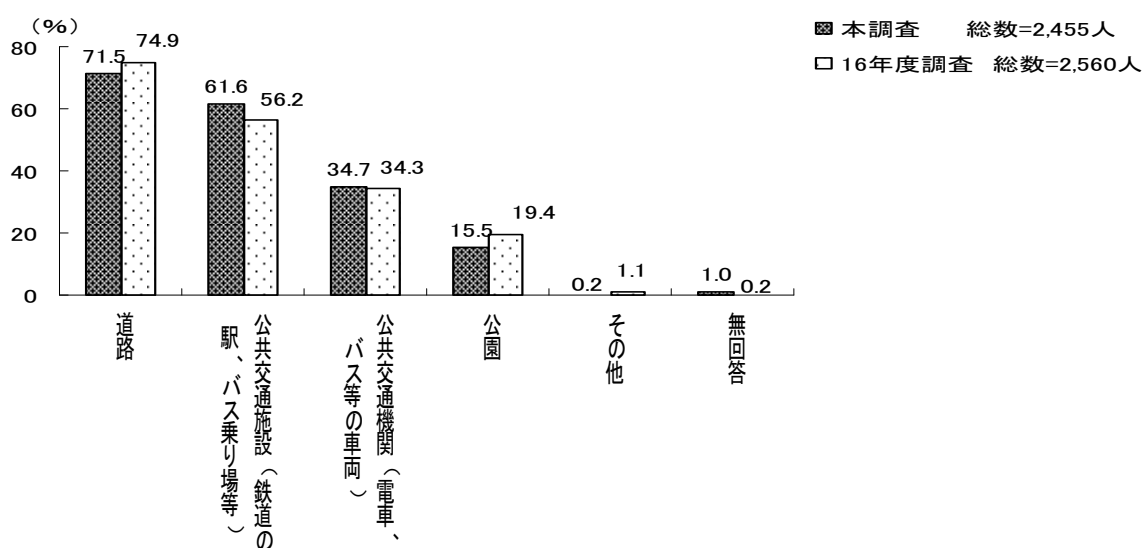
日常よく出かけるところ（職場、学校、買い物先など）に着くまでに、道路や駅、電車やバスなどで、バリアフリー化が進んでいないために、不便や不安を感じるところがあるかについて、「ある」は39.2%、16年度調査と比べ21.1ポイント低くなっています。

しかし、外出時に障害のあるグループと乳幼児連れのグループにおいては、約55%がバリアありとなっています。



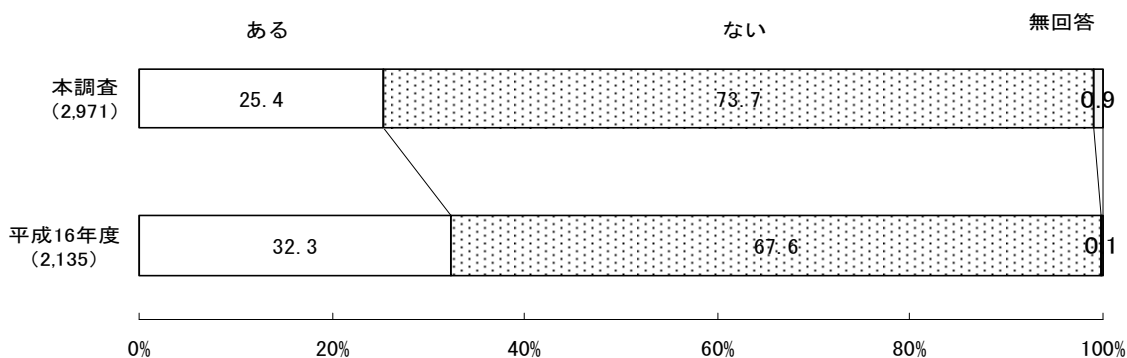
③ 日常よく出かけるところに着くまでのバリアの箇所

日常よく出かけるところに着くまでにバリアを感じるところが「ある」と回答した人（2,455人）に、バリアを感じる箇所を聞いたところ、「道路」の割合が最も高く71.5%、次いで「公共交通施設」が61.6%と続いています。



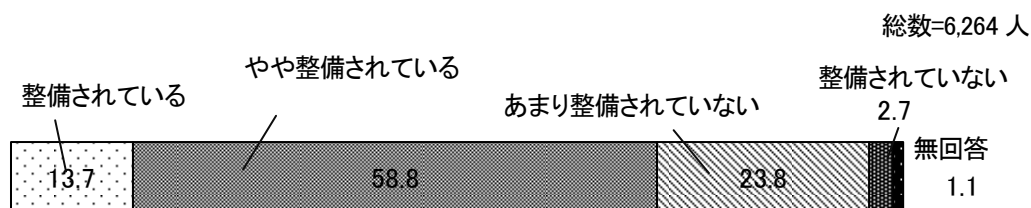
④ 住宅（共同住宅）のバリアフリーについて

現在住んでいる共同住宅で、バリアフリー化が進んでいないために、日常生活において、不便や不安を感じることもあるかを聞いたところ、「ある」の割合は 25.4%、16 年度調査より約 7 ポイント減少しています。



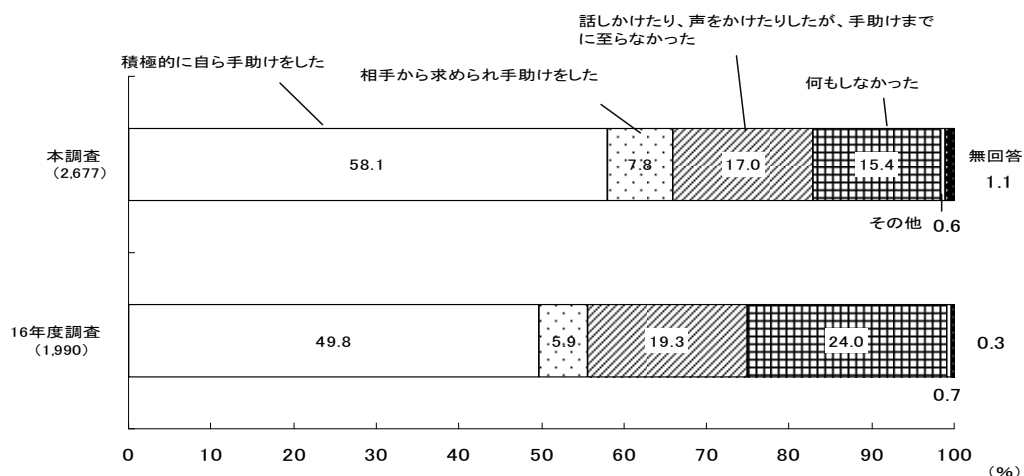
⑤ まちの中での情報提供について

まちの中での案内標示等の整備状況に関する意識について、「整備されている」と「やや整備されている」と思う人を合わせた割合は 72.5%となっています。



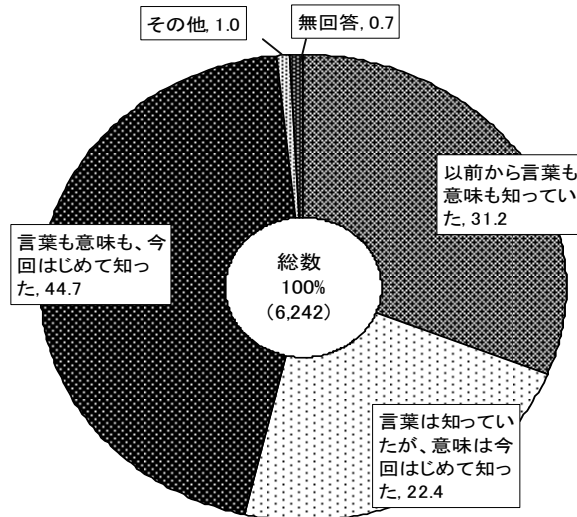
⑥ 外出時に困っている人を見かけたときの行動

過去 1 年くらいの間に、外出先で高齢者や障害者、乳幼児を連れた人などが困っているのを見かけたことがある人 (2,677 人) に、その時どのような行動をとったか聞いたところ、「積極的に自ら手助けした」の割合は 58.1%で、16 年度調査と比べて 8.3 ポイント高くなっています。



⑦ ユニバーサルデザインの認知度

「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っていたかどうか聞いたところ、「以前から言葉も意味も知っていた」と「言葉は知っていたが、意味は今回はじめて知った」を合わせた割合は 53.6%、「言葉も意味も、今回はじめて知った」は 44.7% となっています。16 年度においては、それぞれ 48.2%、45.0% でした。



⑧ 福祉のまちづくりで特に重点的に取り組む必要があること

「道路と歩道を分離したり、歩道の幅を広げたり、段差を解消するなど、道路の整備」の割合が最も高く 63.0%、次いで「駅にエレベーターを設置するなど、公共交通施設や公共交通機関の整備」が 59.7%、「災害時に援護が必要な方に対する避難誘導・案内標示の整備など、災害への備えと対応」が 54.2%と続いています。

